

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二五
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 二五
- 生活保護法による指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 二五
- 生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 二五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二五
- 道路の供用を開始する件 二五

- 都市計画を変更した件 二五

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二五
- 福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長
- 随意契約の相手方を決定した件 二五
- 福 島 県 公 安 委 員 会
- 道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件 二五
- 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件 二五
- 福 島 県 警 察 本 部
- 一般競争入札を行う件 二五
- 雑 報
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 二五

告 示

福島県告示第三百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号))

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地 指定年月日

おおもり内科・循環器科ク
リニック 福島市大森字増七九一一
平成二十三年六月一日

五十嵐整形外科ペインクリ
ニック 会津若松市城東町六一一〇
同

ほばら眼科 伊達市保原町字宮下一七一
同

医療法人社団佐藤歯科医院 岩瀬郡天栄村大字飯豊字上原二三
同

うさぎ薬局 福島市野田町一一三二一五四
同

うさぎ薬局 南沢又店 福島市南沢又字松北町二一四一五
同

うさぎ薬局 とやの店 福島市鳥谷野字宮畑六五一一二
同

うさぎ薬局 せのうえ店 福島市瀬上町字寺前一一一二
同

カワチ薬局 福島東店 福島市高野河原下一六一二
同

ベース薬局大森店 福島市大森字増七九一五
同

磐梯調剤薬局 喜多方市字六枚長四二二一―九西四ツ谷ホ
ムズ一〇一号室 同

陣屋通り薬局 伊達市保原町字宮下一四一一
同

福島県告示第三百四十四号 (社会福祉課)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十三年七月十二日

名 称 所 在 地 廃止年月日

大河原歯科医院 福島市飯坂町湯野字湯の上六
平成二十三年四月三〇日

医療法人社団佐藤歯科医院 双葉郡双葉町大字新山字蓬田二六一一
同

うさぎ薬局 福島市野田町一一三二一五四
同

同 年三月三十一日

うさぎ薬局 南沢又店 福島市南沢又字松北町二一四一五 同
 うさぎ薬局 とやの店 福島市鳥谷野字宮畑六五一一二 同
 うさぎ薬局 せのうえ店 福島市瀬上町字寺前一一一二 同
 (社会福祉課)

福島県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
 平成二十三年七月十二日

名 称	所 在 地	福島県知事 佐藤 雄平
小川医院	南相馬市小高区仲町一一一六	休止年月日 平成二十三年三月一二日
小高調剤薬局	南相馬市小高区東町三一一一	同 一三日
スマイル薬局	小高店 南相馬市小高区上町二一三九一一	同 一四日

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
 平成二十三年七月十二日

氏 名	住 所	福島県知事 佐藤 雄平
芳賀隆	福島市本内字西慶 花接骨院	指定年月日 平成二十三年四月一七日
黒澤明	仙台市青葉区柏木 黒澤整骨院	同 年六月二〇日
久保田則幸	岩瀬郡天栄村大字 いわせ接骨院	同 月九日

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
 平成二十三年七月十二日

氏 名	住 所	福島県知事 佐藤 雄平
高桑和行	河沼郡会津坂下町 あおぞらマツ 会津若松市一箕町鶴	指定年月日 平成二十三年六月七日

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。
 平成二十三年七月十二日

营野徹	氏 名		住 所
	変 更 前	変 更 後	
一一二	福島市南沢又字松北町二一三	福島市沖高字吉原一四三二	

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏 名	住 所	名 称		所 在 地	
		変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
菅野 徹	福島市沖高 字吉原一― 四三	松北かんの はり灸院	さおとめ菅 野はり灸院	福島市南沢 又字松北町 二―三―二	福島市沖高 字吉原一― 四三

(社会福祉課)

福島県告示第三百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、小川町土地改良区から平成二十三年六月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月五日認可した。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西田町土地改良区から平成二十三年五月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月五日認可した。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一一八号	会津若松市明和町二八九番二地先から	平成二十三年七月

同 市表町一五番地先まで

一二日

(道路計画課)

福島県告示第三百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画から除外された土地の区域

区域

二 縦覧に供する図書

三 総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公 告

公告第二百二十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月一日

二 名称

特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター

三 代表者の氏名

中島 靖治

國井 輝夫

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市五老内町六番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、成年後見制度の普及及び啓発、成年後見人候補者等の推薦、受任活動及び

相互支援、成年後見に係る事例検討及び課題研究並びに成年後見、相続等の利用に係る相談及び支援を通じた成年後見制度等権利擁護に関する事業を行い、高齢者・障害者等の誰もが共に生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

福島県教育委員会教育長

公告第2号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成23年度相双地区通学バス運行業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成23年7月12日

福島県教育委員会教育長 遠藤俊博

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成23年度相双地区通学バス運行業務委託 バス13台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年5月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社昭和観光バス 福島県南相馬市原町区下太田字川内埴163番地の1
- 5 随意契約に係る契約金額
1日1台当たり 39,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
(財務課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第33号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。
平成23年7月12日

「佐久間 サト子」を「佐久間 裕一」に改める。
(運転免許課)

福島県公安委員会告示第34号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。
平成23年7月12日

福島県公安委員会委員長 高瀬淳

1の表株式会社福陽自動車教習所の項中「佐久間 サト子」を「佐久間 裕一」に改める。
(運転免許課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第78号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける指掌紋情報管理システムの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成23年7月12日

福島県警察本部長 松本光弘

- 1 入札に付する事項
(1) 借入物品の名称及び数量 指掌紋情報管理システム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
(2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
(3) 借入期間 平成24年2月1日から平成30年1月31日まで
(4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年8月8日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成23年8月24日(水)午後1時30分 福島県庁西庁舎3階 301会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成23年8月23日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Computer system for control of finger and palm print data 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m.,24 August 2011
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m.,23 August 2011
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(公 計 課)

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への掲載の依頼があったので、次のとおり掲載する。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成二十二年年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年七月十二日

福島県市町村職員共済組合

理事長 立谷 秀清

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成22年度決算の要旨を公告する。

平成23年 6月29日

福島県市町村職員共済組合

理事長 立 谷 秀 清

(単位：千円)

1 貸借対照表の要旨

資 産	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
	流動資産	2,002,403	1,589,386	1,191,888	588,401	714,422	759,985	1,161,033	333,323
固定資産			20,651,130	713	66	2,242,622	13,682,458	18,775,438	
繰延資産									
資 産 合 計		2,002,403	1,589,386	21,843,018	589,114	714,488	3,002,607	14,843,491	19,108,761
負 債	流動資産	41,994	1,589,386		8,395	55,770	46,121	14,126,319	
	固定資産	1,040,533		21,843,018	244,497	36,973	731,778	24,200	18,345,962
	負債合計	1,082,527	1,589,386	21,843,018	252,892	92,743	777,899	14,150,519	18,345,962
資 本	資本剰余金						1,015,038		
	積立金								
	利益剰余金	919,876			336,222	621,745	1,209,670	692,972	762,799
	資本合計	919,876	0	0	336,222	621,745	2,224,708	692,972	762,799
負債・資本合計		2,002,403	1,589,386	21,843,018	589,114	714,488	3,002,607	14,843,491	19,108,761

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

収 入	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
	負担金	6,142,782	20,937,884		226,495	225,525			
掛金	6,405,218	10,722,912			219,756				
施設収入・商品売上						538,180			
利息及び配当金	2,342		493,607	779	831	4,386	208,620	40	
その他の収入	651,509			87,262	45,114	44,963	4,783	524,910	
他経理からの繰入金				41,081		110,730			
前年度繰越支払準備金	1,044,232								
計	14,246,083	31,660,796	493,607	355,617	491,226	698,259	213,403	524,950	
支 出	給付	6,597,920							
	役職員給与				157,665	23,096	226,796	13,999	21,986
	旅費・事務費				22,630	1,881	6,306	3,401	1,688
	商品仕入						278		
	飲食材料費						130,007		
	委託費				2,121	8,611	56,649	160	
	支払利息			493,607				99,200	453,198
	連合会払込金	187,513							22,418
	負担金払込金		20,937,884						
	掛金払込金		10,722,912						
	事務費負担金払込金				97,968				
	連合会拠出金	706,737							
	老人保健拠出金	1,186							
	退職者給付拠出金	385,090							
他経理への繰入金	41,081					110,730			
その他の支出	5,102,546			63,312	308,506	397,832	27,852	15,251	
次年度繰越支払準備金	1,040,532								
計	14,062,605	31,660,796	493,607	343,696	452,824	817,868	144,612	514,541	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	183,478	0	0	11,921	38,402	△119,609	68,791	10,409	